

議第95号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成25年5月14日提出

京都市長 門川大作

相手方	
事件の種類	市営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払の請求
事件の内容	<p>醍醐中山市営住宅の入居者である相手方は、5階の自室から物を投棄するなど他の入居者に迷惑を及ぼす行為を繰り返し行っていることから、本市は、相手方に対し、当該行為を行わないよう再三指導し、及び警告したが、相手方は、これに従わない。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、当該市営住宅の明渡しを請求したが、相手方は、これに応じようとしなない。</p> <p>そこで、相手方に対し、当該市営住宅の明渡し及び不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。